

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 1 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2014

課題番号：23530091

研究課題名(和文)再建型企業倒産処理のあり方に関する総合的研究

研究課題名(英文)Comprehensive Research on Rehabilitation Type of Corporate Insolvency

研究代表者

松下 淳一(Matsushita, Junichi)

東京大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：70190452

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文): この研究は、裁判外の私的整理を含めて、清算型倒産手続との相違に留意しつつ、再建型企業倒産処理を対象とするものである。本研究の主要な成果は以下のとおりである。

私的整理が奏功せずに法的整理に移行した場合の否認権及び相殺禁止の法的規律について論じた。また債権法改正を視野に入れつつ、否認権の要件について検討した。さらに濫用的会社分割への対応や国際倒産に関する諸問題についても検討した。いわゆるDIP型更生手続のような、近時の裁判実務の運用についても、その問題点を指摘した。

研究成果の概要(英文): This research has focused on rehabilitation type of corporate insolvency proceedings, including out-of-court workouts, with attention to differences from liquidation type of insolvency proceedings.

Major products of this research are as follows; argument regarding legal framework on avoidance and limitation of set-off in cases where out-of-court workout fails and the case is transferred to a legal insolvency proceeding, argument with respect to requirements of avoidance in consideration of the comprehensive reform of Civil Code, argument on measures against abusive corporate separation and some issues relating cross-border insolvency. This research has also dealt with issues regarding current court practice, such as so-called DIP type of corporate reorganization proceedings.

研究分野：倒産法

キーワード：企業倒産 再建型 民事再生 会社更生 私的整理

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 平成 8 年に開始された倒産法制の全面改正作業は、平成 11 年の民事再生法の制定を最初の成果とし、平成 16 年の破産法及び倒産実体法の全面改正により概ね終了した。改正倒産法の理論的研究は、改正作業と並行して開始され、平成 22 年前後で相当程度の水準に達していたとすることができる(本研究の開始は平成 23 年)。しかし、当時の倒産法の研究には、以下の 3 点において、なお十分ではなかった部分があったと言わざるを得ない。

(2) 第 1 に、事業再生 ADR 等のいわゆる制度化された私的整理の倒産法制全体の中での位置付けについての研究、特にソフトロー研究と関連づけられた研究がほとんどされていなかった。例えば、ある企業について私的整理が開始され、しかし奏功せずに法的整理に移行する場合(例として、平成 22 年に更生手続を申し立てた JAL 及びウイルコム)に、先行する私的整理における債権回収自粛の要請(事業再生 ADR では一時停止通知)が、法的整理における偏頗行為否認あるいは相殺禁止の要件の 1 つである「支払停止」に該当するかどうかという問題(平成 23 年に申立てがされた林原の更生手続において現に問題となった)については、ごく僅かの先行研究があるのみであった。

関連して、平成 16 年の倒産法の改正において整備された法的倒産処理手続間の移行に関する相当数の規定についても、研究が十分に尽くされているとは言い難い状況であった。

(3) 第 2 に、倒産法の解釈論は、伝統的には、まず清算型手続を念頭に置いて検討し、次にそれを再建型手続に応用するという手順で展開されてきたところ、このような順序での検討により再建型固有の問題点の考察が手薄になっていた。例えば、中小企業の再生に固有の現象である、手続コスト負担能力の欠乏や所有と経営との非分離を倒産法の解釈論にどのように反映させるか、という問題意識は、先行研究においては断片的であって、必ずしも十分にはまとまっていなかった。

また、更生手続における株主の地位という再建型固有の問題点についても、平成 14 年の現行会社更生法の制定後に、まとまった研究は存しなかった。

(4) 第 3 に、平成 21 年 1 月に更生手続開始申立てのあったクリードについて東京地裁がいわゆる DIP 型更生手続を開始したように、裁判所は再建型企業倒産処理手続の運用を経済社会の要請に応じて大きく変化させていた。倒産手続開始後の、いわゆる商取引債権の弁済の許可の運用の緩和もその例である。しかしながら、この実務運用の変化について理論的な検証はほとんどされておらず、

研究者からのアプローチは喫緊の課題であった。

## 2. 研究の目的

以上のような、研究開始当時の状況をふまえて、本研究は、私的整理を含めて、再建型企業倒産処理についての総合的研究を行うことを目的とした。具体的には、以下のとおりである。

第 1 に、再建型企業倒産処理の全体の中で、私的整理の役割を意識した倒産法の解釈論、及び清算型に移行する場合をも視野に入れる議論を展開することである。

第 2 に、再建型企業倒産処理に固有の論点を意識的に抽出して検討すること、及びその前提として再建型・清算型に共通の論点について検討を深めることである。

第 3 に、近時変化の速い裁判所の再建型企業倒産処理手続に関する実務運用を理論的に検証することである。

以上の 3 点に加えて、平成 21 年 11 月に、法制審議会民法(債権関係)部会が債権法の改正作業を開始したところ、この改正は再建型企業倒産処理に関する規律を含む倒産法に必ず影響を与えるものであることから、その審議過程をフォローしつつ、理論的な問題を逐次検討することも目的とした。

また、現代においては一定規模以上の企業倒産について渉外的な要素が含まれており、国際倒産の問題も再建型企業倒産処理に関する問題の一環として重要であることから、国際倒産に関連する問題の研究も目的とした。

さらに、上述のような様々な問題について解釈論では解決困難な場合には、立法論の提唱も視野に入れることとした。

## 3. 研究の方法

本研究の目的の達成のためには、多様な事業を検討するための強固な理論的枠組みの構築がまずは必要となることから、最初は、再建型企業倒産処理手続に関する既存の日本の判例・学説を検討し、問題点を洗い出すこととした。併せて、再建型企業倒産処理についての公刊物(主として実務家の執筆による事例紹介等)や裁判所・弁護士へのインタビューを通じて、事例(特に近時の再建型倒産処理手続に関する裁判実務運用)を収集して、それらを検討の素材とした。

## 4. 研究成果

(以下では、後掲「5. 主な発表論文等」における雑誌論文、図書を「雑」「図」のように引用する。)

(1) 先行研究においては、事業再生 ADR における一時停止通知のような債務免除要請行為は、債権者による受入可能性から見て相当性を備えたものは支払停止に該当しない、という見解が唯一提唱されていた。一時停止後の弁済は否認の対象とはならないとするこ

とによって、否認可能性による事業継続への萎縮的效果を排して、私的整理の実効性を高める意図があったものと思われる。

しかし他方、そのような見解には、私的整理が挫折して法的整理に移行した場合に、私的整理の進行中に他の債権者には知らされないまま特定債権者に対してのみ弁済や担保提供がされた場合に、それらの行為を否認できないという問題点があった

本研究(図 松下論文、図 松下論文、図 松下論文)は、上記のような議論においては支払停止が規範的概念として理解されているところ、債権者による受入可能性をはじめとして、多様な事情を支払停止概念に持ち込むと判断が複雑かつ予見困難になるという従来の見解の問題点を指摘した上で、一時停止通知は支払停止に該当するという解釈論を提唱し、秘密裏になされた弁済等について法的整理に移行した場合の否認権の実効性を確保しつつ、私的整理の過程で対象債権者の同意のもとにされたいわゆる商取引債権への弁済等は否認の対象とはならないという議論を付加することによって、私的整理の実効性も確保することを目指した。上記のような、本研究の提唱する解釈論は、研究者、実務家によって一定の積極的な評価を受けているように見受けられる。

関連して、再生手続が途中で挫折して破産手続に移行する場合における係属中の訴訟等の帰趨について解釈論を検討した(図)。これは、従来の議論の一層の精緻化を図るものである。

(2) 再建型企業倒産処理の中心的な課題である中小企業の事業再生については、ポイントは、手続コスト負担能力の欠乏や所有と経営との非分離の2点であることを指摘した上で、それぞれについて以下のような議論を展開した(雑)。

手続コストの負担能力の欠乏を前提とする場合、事業再生のためにまずは私的整理を模索すべきであり、単純に法的整理と私的整理とを併置するのは適切ではない旨、私的整理にも様々なタイプのものがあり、コストを意識しつつ選択すべき旨を指摘した。

現行の民事再生法は、募集株式を引き受ける者の募集を定める条項を含む再生計画案の提出権者を再生債務者に限定しており(民再166条の2第1項)再生計画を通じた株主構成の変更のイニシアティブを再生債権者には認めていないところ、所有と経営との非分離という事情を前提とするのであれば、外部(再生債権者)からの乗っ取りをできなくすることにも意味があること、しかし立法論としては、外部への情報開示を前提に、募集株式を引き受ける者の募集を定める条項を含む再生計画案の提出権を再生債権者にも認めるといった議論もあり得る旨の指摘をした。

上記とは逆に、一定規模以上の会社の利用

が想定されている更生手続における株主の地位については、第1に、更生会社が債務超過である場合の株主の議決権を否定する会社更生法166条2項との関係で、残余財産優先株の株主に議決権が認められる一方で、その他の株主には議決権が認められない場合がありうる旨の指摘をし、第2に、更生計画によらない事業譲渡における株主の権限をトラッキングストックとの関係で検討した(図)。第1の点は、更生手続の早期申立てにより更生会社が債務超過には陥っていないという事例が生ずることが今後想定されることから、解釈論を固めておく必要がある論点である。

(3) 平成21年から東京地裁が開始した、いわゆるDIP型更生手続という運用については、以下のような指摘をした(図)。第1に、そのような運用は、従来の経営者が経営を続けられるという点においては再生債務者と類似するものの、従来の経営者は、その資格ではなく、裁判所が監督し、解任も可能な管財人という資格において経営を継続するのである点が再生債務者とは大きく異なるという点を指摘した。この点は、従来必ずしも十分には意識されていなかったものであり、裁判所の実務運用に一定の緊張感を求める指摘となっている。

第2に、更生手続開始決定後に調査委員を選任して裁判所の要許可事項の申請の際に調査委員の意見を付させるといった運用は、再生手続における監督委員の運用と同じく、裁判所の負担過重を回避しつつ、いわゆる倒産弁護士に蓄積された倒産処理に関する様々な知見を活用する方法として望ましいことを指摘した。この点は、裁判所の運用に理論面から相当性を検証したことになる。

(4) 債権法改正は、倒産法の様々な部分に影響を与えるものであるところ、本研究は、倒産法上の否認権と密接な関係のある詐害行為取消権の制度の改正について、否認権制度と関連づけつつ、債権法改正と並行して検討を続けた。債務者にも詐害行為取消訴訟の判決の効力が及ぶことを前提とする詐害行為取消訴訟の構造について検討し、また転得者に対する取消の効果についても考察を加えた(雑、図、図)。

関連して、否認権に関する解釈論等の基礎的な検討も様々な角度から行った。具体的には、訴訟行為・執行行為の否認に関する検討(図 畑論文) 詐害行為否認の要件に関する検討(図 垣内論文、図 垣内論文)である。これらの基礎理論の上に、上述の詐害行為取消権の制度の改正についての検証がされている。

また、事業再生の手法として会社分割が用いられることがしばしばあるところ、資産・負債の不均衡な切り分けにより、残存債権者(新設分割会社の債権者のうち、新設分割設

立会社に請求できないもの)を害する、いわゆる濫用的会社分割への対応策も、再建型企業倒産処理を検討する上では避けて通ることができない。本研究では、その対応策のうち否認権に焦点を置いて、濫用的会社分割の否認可能性について、どのタイプの否認権が適用可能かという角度から、従来の判例・学説を検証した上で、否認権の実効性の確保という観点から、詐害行為否認を中心として考えるべきであるとの解釈論を提唱した(雑 )。

(5) 一定規模以上の企業の再建型手続においてしばしば問題となる国際倒産に関しては、従来の判例・学説の到達点を確認した上で、現行の国際倒産法制には、外国の倒産手続における弁済計画の認可決定の承認という制度が欠けており、そのような制度を設けるべきであるとの立法論を提唱した(図 )。即ち、外国倒産処理手続の開始決定の効力を日本国内で適切に実現するためには、外国倒産処理手続の承認という制度が設けられているところ、そのようないわば入口の承認の制度はあるのに対して、外国の弁済計画の認可決定といういわば出口の承認の制度がないため、弁済計画の認可決定による権利変更の効力を日本国内で確実に発生させる根拠が欠けているのである。そのような問題点を解消するために、外国倒産処理手続における弁済計画の認可決定の承認の制度を設けるべきであるとの立法論である。なお、アメリカ合衆国においては、日本の更生計画(エルピーダメモリの更生事件におけるもの)の認可決定が、アメリカ連邦破産法上の明示的な条文上の根拠のないまま一般的な規定に基づいて承認されており、日本の更生計画による権利変更の効力がアメリカ国内において適切に実現されるように配慮されたことから、上記のような立法論は、日米間の均衡という観点からも重要となっている(アメリカにおいて根拠とされた一般的な規定は日本には存しないことから、日本では立法論として議論すべきである。)

(6) 民事再生法が平成12年4月1日に施行されて、本研究の開始までに11年が経過していたところ、その間の運用により、現行法の問題点が種々指摘されていた。本研究は、そのような問題点をとり上げて、望ましい立法論を提唱した(図 )。

具体的には、再生手続の進行が迅速になっていることとの関係で再生計画の条項に対する不服申立て制度のあり方、開始後債権及びいわゆる自認漏れ債権の時期的劣後という扱いの当否、監督命令が再生計画認可後3年で失効することによる否認訴訟の帰趨及び債権調査過程における監督委員の否認権行使の可能性、再生計画案可決の際のいわゆる頭数要件の見直しという問題点である。これらの問題点は、各弁護士会で検討されている倒産法改正の議論にも反映されており、一

定のインパクトがあったと行うことができる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3件)

松下淳一、中小企業再生をめぐる近時の問題点、事業再生と債権管理、査読無、147巻、2015、pp. 22-31

畑瑞穂、詐害行為取消訴訟の構造と転得者に対する取消しの効果、民事訴訟雑誌、査読無、60巻、2014、pp. 101-112

松下淳一、濫用的会社分割についての覚書、事業再生と債権管理、査読無、138巻、2012、pp. 146-151

[学会発表](計 0件)

[図書](計 10件)

松下淳一・畑瑞穂他、有斐閣、民事手続の現代的使命、2015、1472(999-1021, 1047-1067)

松下淳一・垣内秀介他、青林書院、破産法大系、2015、608(244-269, 443-476)

松下淳一他、商事法務、新・更生計画の実務と理論、2014、733(3-9, 679-686)

松下淳一他、商事法務、会社裁判にかかる理論の到達点、2014、666(558-570)

畑瑞穂他、商事法務、経済社会と法の役割、2013、1350(1168-1189)

畑瑞穂他、きんざい、2013、現代民事法の実務と理論(上)、2013、909(158-181)

松下淳一・垣内秀介他、きんざい、2013、現代民事法の実務と理論(下)、2013、1362(213-243, 244-265)

松下淳一他、商事法務、2013、倒産と訴訟、582(561-568)

松下淳一他、商事法務、2011、倒産法改正展望、613(39-50)

松下淳一他、商事法務、2011、新しい時代の民事司法、735(123-140)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

松下 淳一 (MATSUSHITA, Junichi)  
東京大学大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号： 70190452

### (2) 研究分担者

高田 裕成 (TAKATA, Hiroshige)  
東京大学大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号： 90126102

畑 瑞穂 (HATA, Mizuho)  
東京大学大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号： 00218471

垣内 秀介 (KAKIUCHI, Shusuke)  
東京大学大学院法学政治学研究科・教授  
研究者番号： 10282534